

白老町農業委員会委員を募集します

令和8年7月19日任期満了を迎える白老町農業委員会委員の次期候補者の募集を下記のとおり行います。

なお、推薦を受け又は応募していただいても、必ず候補者に確定するとは限りませんのでご了承ください。

白老町農業委員会委員候補者募集要項	
募集の期間	令和8年1月 27 日(火)から令和8年2月 25 日(水)まで(必着) 受付は土日祝日及び年末年始の役場閉庁日を除き、午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。
推薦及び応募の資格	<ul style="list-style-type: none">・農業に関する見識を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方。・ただし、以下に該当する方は委員候補者に推薦される、又は委員候補者に応募する事はできません。<ul style="list-style-type: none">(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方(2) 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方(3) 固定資産評価審査委員会委員(4) 公平委員会委員(5) 教育委員会委員(6) 白老町職員(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年5月15日法律第77号)第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する方
募集人数	10人
推薦及び応募の方法	白老町農業委員会委員候補者推薦・応募届に必要事項を記載し、持参又は郵送により締切日までに白老町農業委員会事務局へ提出してください。 なお、提出された届出書類等は返却しませんので、ご了承ください。 ※メール及びFAXによる退出は受け付けません。 ※推薦又は応募された方の氏名、性別、年齢及び職業等は公表されますのでご承知ください。 (1)推薦及び応募様式 <input type="checkbox"/> 提出様式→白老町農業委員会委員候補者推薦・応募届による <ul style="list-style-type: none">・農業者からの推薦、農業者が組織する団体その他の関係者からの推薦、推薦理由、候補者(推薦を受ける方又は自薦)の内容等を記載してください。

候補者の選定	農業委員の過半数以上は認定農業者としなければならない等の法令等に合わせた候補者の選定となり、町長が候補者を選定します。なお、その際必要に応じて面接による意見聴取を行う場合があります。
個人情報の取扱い	募集により取得した個人情報については、保護・管理に十分留意するとともに、候補者の選定以外の目的に使用することはありません。
任期	令和8年7月20日から令和11年7月19日(3年間)
職務	<p>① 農地法等によるその権限に属する業務を行います。具体的には月に1回(必要に応じ複数回)開催する農業委員会総会に出席し付議される案件について審議します。</p> <p>② 農地等の担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進といった農地等の利用最適化に関する業務を行うとともに、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を策定します。</p> <p>③ 研修会等へ出席します。</p>
身分及び報酬額	農業委員は、白老町の「特別職の非常勤職員」となり、月額 16,000 円(会長は月額 22,000 円)の報酬等が支給されます。
問い合わせ・申込先	〒059-0995 白老町大町1丁目1番1号 白老町農業委員会事務局 電話:0144-82-6491 FAX:0144-82-4391 メール:rinmu@town.shiraoi.hokkaido.jp